

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の免責し	「措置の内容」の免責し	各府県からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁					
090130	高度先進医療の国際的交流(教育、医療) 【求める措置の具体的内容(1)について】 ①我々が小児心臓疾患、特に新生児増殖心疾患の治療や高度先進医療を、東南アジアや発展途上国を中心とした諸々の医師向けに実施する法律	外国医師等が行う臨床研修に係る医師法等(第17条等の特例等)に関する法律	医師に関する知識及び技能の修得を目的として本邦に入国した外国医師又は研修医等に対する医師法等(第17条等の特例等)に関する法律	①我々が小児心臓疾患、特に新生児増殖心疾患の治療や高度先進医療を、東南アジアや発展途上国を中心とした諸々の医師向けに実施する法律	岡山大学医学部心臓血管外科では以前より東南アジアを中心に心臓血管外科手術の技術指導を行ってきました。インドネシアジャカルタ心臓病センター、やフィリピン心臓病センターなどで、小児心臓疾患に対する外科治療を主に、その他大動脈瘤、弁形成術など日本が、そして我々が進んでいる心臓手術分野のデモンストレーション、教育が主たる目的でした。 2-3年前より心臓外科医の教育だけでなく、麻酔科、小児循環器科、循環器内科医、人工心臓技術、看護科など循環器治療に関わるすべての部門の専門家の教育、研修を希望されるようになり、平成16年より、外国人医師の日本の臨床研修に門戸を少しづつ開かれてまいりましたが、未だ十分に普及していません。さらに看護科や人工心臓技術などの医療従事者に対する臨床研修には多くの制約が存在するは現状です。東南アジア、中国を始め多くの国のこれらの医療従事者は日本での臨床研修が可能なこととなり、岡山大学で彼らと交流し、研修を希望する者が増えています。今までのように我々がそれぞれの国に行き、事前や治療することも大切なことではあります。岡山大学で彼らと交流し、研修を行うことがより充実した研修と効果をもたせることが出来るのは誰の目にも明らかです。四肢の壊死などに対するうし治療など、我々しかない高度先進医療を、わが国だけでなく、東南アジアを始めとする多くの国の患者様に提供することも我々医療人の勤めであり、使命であると想われます。またこれ以外の高度医療も、現在の我が国の規制下では十分な提供は出来ず、これでは真の国際貢献は出来ません。【別添補足資料参照】	D	O														1 0 3 0 1 0 1	岡山大学心臓血管外科、循環器治療部	岡山県	厚生労働省
090140	高度先進医療の国際的交流(教育、医療) 【求める措置の具体的内容(2)について】 ②日本、日本語研修の必修義務を廃止していただきたい。	外国医師等が行う臨床研修に係る医師法等(第17条等の特例等)に関する法律	臨床研修の修得の基準として、臨床研修を行うのに支障のない程度に日本語、中国語、フランス語、ロシア語、スペイン語又は英語のいずれかを理解し、使用する能力を有していることを求めている。	①我々が小児心臓疾患、特に新生児増殖心疾患の治療や高度先進医療を、東南アジアや発展途上国を中心とした諸々の医師向けに実施する法律	岡山大学医学部心臓血管外科では以前より東南アジアを中心に心臓血管外科手術の技術指導を行ってきました。インドネシアジャカルタ心臓病センター、やフィリピン心臓病センターなどで、小児心臓疾患に対する外科治療を主に、その他大動脈瘤、弁形成術など日本が、そして我々が進んでいる心臓手術分野のデモンストレーション、教育が主たる目的でした。 2-3年前より心臓外科医の教育だけでなく、麻酔科、小児循環器科、循環器内科医、人工心臓技術、看護科など循環器治療に関わるすべての部門の専門家の教育、研修を希望されるようになり、平成16年より、外国人医師の日本の臨床研修に門戸を少しづつ開かれてまいりましたが、未だ十分に普及していません。さらに看護科や人工心臓技術などの医療従事者に対する臨床研修には多くの制約が存在するは現状です。東南アジア、中国を始め多くの国のこれらの医療従事者は日本での臨床研修が可能なこととなり、岡山大学で彼らと交流し、研修を希望する者が増えています。今までのように我々がそれぞれの国に行き、事前や治療することも大切なことではあります。岡山大学で彼らと交流し、研修を行うことがより充実した研修と効果をもたせることが出来るのは誰の目にも明らかです。四肢の壊死などに対するうし治療など、我々しかない高度先進医療を、わが国だけでなく、東南アジアを始めとする多くの国の患者様に提供することも我々医療人の勤めであり、使命であると想われます。またこれ以外の高度医療も、現在の我が国の規制下では十分な提供は出来ず、これでは真の国際貢献は出来ません。【別添補足資料参照】	E	I														1 0 0 0 1 0 1	岡山大学心臓血管外科、循環器治療部	岡山県	厚生労働省
090150	高度先進医療の国際的交流(教育、医療) 【求める措置の具体的内容(3)について】 ③さらに、これらの治療に対し金銭面で自由診療的取扱いが出来るような措置を講じていただきたい。	健康保険法(大正11年法律第80号)	公的保険が適用されない自由診療に関して、費用負担などについて特例の規定は設けられていないことである。	①我々が小児心臓疾患、特に新生児増殖心疾患の治療や高度先進医療を、東南アジアや発展途上国を中心とした諸々の医師向けに実施する法律	岡山大学医学部心臓血管外科では以前より東南アジアを中心に心臓血管外科手術の技術指導を行ってきました。インドネシアジャカルタ心臓病センター、やフィリピン心臓病センターなどで、小児心臓疾患に対する外科治療を主に、その他大動脈瘤、弁形成術など日本が、そして我々が進んでいる心臓手術分野のデモンストレーション、教育が主たる目的でした。 2-3年前より心臓外科医の教育だけでなく、麻酔科、小児循環器科、循環器内科医、人工心臓技術、看護科など循環器治療に関わるすべての部門の専門家の教育、研修を希望されるようになり、平成16年より、外国人医師の日本の臨床研修に門戸を少しづつ開かれてまいりましたが、未だ十分に普及していません。さらに看護科や人工心臓技術などの医療従事者に対する臨床研修には多くの制約が存在するは現状です。東南アジア、中国を始め多くの国のこれらの医療従事者は日本での臨床研修が可能なこととなり、岡山大学で彼らと交流し、研修を希望する者が増えています。今までのように我々がそれぞれの国に行き、事前や治療することも大切なことではあります。岡山大学で彼らと交流し、研修を行うことがより充実した研修と効果をもたせることが出来るのは誰の目にも明らかです。四肢の壊死などに対するうし治療など、我々しかない高度先進医療を、わが国だけでなく、東南アジアを始めとする多くの国の患者様に提供することも我々医療人の勤めであり、使命であると想われます。またこれ以外の高度医療も、現在の我が国の規制下では十分な提供は出来ず、これでは真の国際貢献は出来ません。【別添補足資料参照】	E	—														1 0 3 0 1 0 1	岡山大学心臓血管外科、循環器治療部	岡山県	厚生労働省
090160	先端医療広域連携(クラスター)特区の実施のための規制緩和(ロボットによる医療行為を含む院内医療の適法化)	厚生労働大臣の定める診療報酬及び認定医療(平成18年厚生労働省告示第405号) 厚生労働大臣の定める先端医療及び認定医療(平成18年厚生労働省告示第574号)	我が国の医療保険制度においては、保険診療と保険外診療との区分が不明であることにより、医療行為の適法化が困難であることである。	先端医療広域連携(クラスター)特区で、先端医療に関する研究開発と臨床試験/治験/特化した病院/研究所、大学院大学から成るアジアにおける先端医療/パイオ医療を中心として、高度化社会における医療提供を促進する。そのためには、ロボットによる医療行為を含む院内医療の適法化を必要とする。	医療技術の迅速な発展にもかかわらず、高齢化社会における新たな難病や生活習慣病の出現により、生活の質が脅かされている。同時に医療従事者の不足や保険制度の不安定化などによる医療提供の崩壊により、医療システムの改善が求められている。先端医療の研究開発と迅速な実用化は、上記の問題を解決するために必要であり、臨床試験/治験/特化した医療を行う先端医療病院はアジアにおける学際的ハブセンターとして極めて重要である。私どもはロボット技術を開発し導入し、先端医療病院の一部をロボット化病院とし、ロボット医療/パイオ医療を中心とした先端医療の研究開発と臨床試験/治験を迅速に推進し、医療/産業/社会のそれぞれに貢献する。コトとる病院/研究所/大学院大学に上院とし、1)都道府県にとどまらずに国際的連携機能の活用を促進する。2)先端医療/パイオ医療の普及を促進する。3)ベンチャー企業を含む新産業の創成 4)新しい医療システムの構築 5)保険制度の安定化 などの効果が期待される。また国際的にアジアにおける先端医療ハブとして海外からの患者、外国人医療従事者の窓口として、国際競争力を有する医療機関としての知名度が上がると思われる。	D	O														1 0 8 3 0 1 0	特定非常利活動法人 先端医療推進機構	愛知県	厚生労働省
090170	先端医療広域連携(クラスター)特区の実施のための規制緩和(ロボットによる医療行為を含む院内医療の適法化)	医師法第17条	医師でなければ、医療をしてはならない	先端医療広域連携(クラスター)特区で、先端医療に関する研究開発と臨床試験/治験/特化した病院/研究所、大学院大学から成るアジアにおける先端医療/パイオ医療を中心として、高度化社会における医療提供を促進する。そのためには、ロボットによる医療行為を含む院内医療の適法化を必要とする。	医療技術の迅速な発展にもかかわらず、高齢化社会における新たな難病や生活習慣病の出現により、生活の質が脅かされている。同時に医療従事者の不足や保険制度の不安定化などによる医療提供の崩壊により、医療システムの改善が求められている。先端医療の研究開発と迅速な実用化は、上記の問題を解決するために必要であり、臨床試験/治験/特化した医療を行う先端医療病院はアジアにおける学際的ハブセンターとして極めて重要である。私どもはロボット技術を開発し導入し、先端医療病院の一部をロボット化病院とし、ロボット医療/パイオ医療を中心とした先端医療の研究開発と臨床試験/治験を迅速に推進し、医療/産業/社会のそれぞれに貢献する。コトとる病院/研究所/大学院大学に上院とし、1)都道府県にとどまらずに国際的連携機能の活用を促進する。2)先端医療/パイオ医療の普及を促進する。3)ベンチャー企業を含む新産業の創成 4)新しい医療システムの構築 5)保険制度の安定化 などの効果が期待される。また国際的にアジアにおける先端医療ハブとして海外からの患者、外国人医療従事者の窓口として、国際競争力を有する医療機関としての知名度が上がると思われる。	D	I														1 0 8 3 0 1 1	特定非常利活動法人 先端医療推進機構	愛知県	厚生労働省
090180	先端医療広域連携(クラスター)特区の実施のための規制緩和(ロボットによる医療行為を含む院内医療の適法化)	医療法第30条の4第1項第12号 医療法第30条の11 医療法第30条の4第1項第12号 医療法第30条の32(2)	都道府県知事は医療計画に基づき、二次医療圏ごとの基準病床数を算定することとなる。(医療法30条の4第1項第12号) この基準病床数は、地域ごと程度の病床数を算定することにより、それ以上の病床の増加を抑制する基準となっている。(医療法30条の11) なお、特定の病床等については、各区域で整備する必要があるものとして、各区域で基準病床数を算定する必要があるものとして、それ以上の病床の増加を抑制することとなる。(医療法第30条の32(2))	先端医療広域連携(クラスター)特区で、先端医療に関する研究開発と臨床試験/治験/特化した病院/研究所、大学院大学から成るアジアにおける先端医療/パイオ医療を中心として、高度化社会における医療提供を促進する。そのためには、ロボットによる医療行為を含む院内医療の適法化を必要とする。	医療技術の迅速な発展にもかかわらず、高齢化社会における新たな難病や生活習慣病の出現により、生活の質が脅かされている。同時に医療従事者の不足や保険制度の不安定化などによる医療提供の崩壊により、医療システムの改善が求められている。先端医療の研究開発と迅速な実用化は、上記の問題を解決するために必要であり、臨床試験/治験/特化した医療を行う先端医療病院はアジアにおける学際的ハブセンターとして極めて重要である。私どもはロボット技術を開発し導入し、先端医療病院の一部をロボット化病院とし、ロボット医療/パイオ医療を中心とした先端医療の研究開発と臨床試験/治験を迅速に推進し、医療/産業/社会のそれぞれに貢献する。コトとる病院/研究所/大学院大学に上院とし、1)都道府県にとどまらずに国際的連携機能の活用を促進する。2)先端医療/パイオ医療の普及を促進する。3)ベンチャー企業を含む新産業の創成 4)新しい医療システムの構築 5)保険制度の安定化 などの効果が期待される。また国際的にアジアにおける先端医療ハブとして海外からの患者、外国人医療従事者の窓口として、国際競争力を有する医療機関としての知名度が上がると思われる。	D	I														1 0 3 0 1 1 2	特定非常利活動法人 先端医療推進機構	愛知県	厚生労働省

